

令和8年3月定例月議会

令和8年3月24日

総務教育常任委員会
資料

関連議案	案件名	所管局・課	ページ
議案第29号	長浜市自転車等放置の防止に関する条例の一部改正について	市民活躍課	2
議案第43号	訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて	市民活躍課	3

市民協働部

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第 29 号
所管局・課	市民活躍課

長浜市自転車等放置の防止に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨・理由

公共の場所に放置された自転車等を移動し、保管した場合にすべき公告については、現行条例において「放置されていた場所又はその周辺の場所」に限定して規定されているため、電子的な方法による公告ができないことに加え、自転車が放置されていた場所によっては適切な公告場所を確保できないという課題が生じている。

これらの課題を解消し、市ホームページにおける公告を可能とするため、一部を改正するもの。

2 改正内容

第 12 条第 1 項の「当該自転車等が放置されていた場所又はその周辺の場所に」を削除し、公告場所の制限をなくす。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

4 新旧対照表

新	旧
<p>(保管した自転車等の措置)</p> <p>第 12 条 市長は、前 2 条の規定により自転車等を移動し、保管したときは、規則で定める事項を公告しなければならない。</p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(保管した自転車等の措置)</p> <p>第 12 条 市長は、前 2 条の規定により自転車等を移動し、保管したときは、規則で定める事項を<u>当該自転車等が放置されていた場所又はその周辺の場所に</u>公告しなければならない。</p> <p>2~4 (略)</p>

所管委員会	総務教育常任委員会
関係案件	議案第 43 号
所管局・課	市民活躍課

訴訟上の和解及び損害賠償の額を定めることについて

1 内容

元地域おこし協力隊員が大阪高等裁判所に控訴した損害賠償請求控訴事件について、当該和解内容及び紛争が継続の場合の対応等を勘案した結果、和解に応じ、損害賠償の額を確定し支払おうとするもの。

2 事件名

損害賠償請求控訴事件

3 相手方

元地域おこし協力隊員 1 名

4 和解内容

- (1) 被控訴人は、控訴人に対し、本件解決金として 400,000 円の支払義務があることを認める。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、前項の金員を指定日までに控訴人の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被控訴人の負担とする。
- (3) 被控訴人は、控訴人に対し、本件訴訟を踏まえ、将来にわたる長浜市地域おこし協力隊事業の運用につき、以下の各事項を充実させることに努める所存であることを表明する。
 - ①活動の目的、活動内容及び事務手続の明確化
 - ②個々の隊員の活動に対する支援・活動環境への配慮
 - ③個々の隊員のメンタルヘルスへの配慮
 - ④上記①から③の各記載事項について、採用前に応募者に対して分かりやすく説明すること
 - ⑤ハラスメントの防止
- (4) 控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (5) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間に、本件に関し、この和解条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第 1、2 審を通じて各自の負担とする。

5 確定する損害賠償の額
金 400,000 円

6 提案理由

原告は、平成 31 年 2 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日まで長浜市から地域おこし協力隊の委嘱を受け活動していた。

原告は、①委嘱期間中に市から地域おこし協力隊のサポート体制等を構築する体制構築義務、②個々の隊員の活動を援助・支援する義務及び③居住環境を整備する義務の各不履行があった、また、市職員が原告にハラスメントを行ったとして国家賠償法に基づく違法行為があった旨主張し、これに伴い心身に不調を生じたとして、損害合計 7,465,440 円の支払いを求め、令和 3 年 5 月 7 日、大津地方裁判所に訴訟を提起したものであり、市はこれに応訴していた。

令和 7 年 9 月 2 日、大津地方裁判所は原告の請求をいずれも棄却とする判決を言い渡した。

原告は、同判決を不服として令和 7 年 9 月 10 日、大阪高等裁判所へ控訴したため、市はこれに応訴していた。このたび、裁判所から和解の提案がなされたため、市としては、当該和解内容及び紛争が継続した場合の対応等を勘案した結果、和解に応じようとするもの。